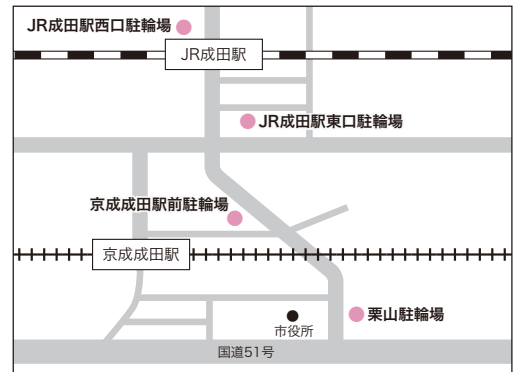


4月1日以降の利用登録は 3月16日から市役所で



利用はステッカーを貼って適切に

登録制駐輪場



市では、JR成田駅や京成成田駅周辺にある、登録制駐輪場4施設の利用登録受け付けを3月16日（日）から、次の通り行います。

日時と会場＝表①の通り

利用車両＝自転車、原動機付自転車（50cc以下）

利用期間＝4月1日～平成21年3月31日

登録に必要なもの

① 市民は住所が確認できるもの（運転免許証、住所が印字され

表① 登録会場

期 日	時 間	会 場	対 象
3月16日（日）	午前9時～正午 午後1時～3時	市役所1階 口ビー	市 民
3月17日（月）～ 3月21日（金） （祝日を除く）	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所4階 402会議室	
3月24日（月）～ 4月11日（金） （土・日曜日を除く）	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所4階 402会議室	市 民 市民以外の人
4月14日（月）以降 （土・日曜日、祝日を除く）		市役所4階 交通防犯課	

表② 登録手数料（年間1台につき）

種 類	市 民		市民以外の人	
	一 般	高校生以下	一 般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付自転車 （50cc以下）	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円

た保険証など）

② 高校生以下は在籍を確認できるもの（学校が発行する身分証明書、入学前の場合には合格通知書など）

③ 登録手数料（表②）

④ 自転車の車体番号と色を控えたもの

⑤ 原動機付自転車（50cc以下）のナンバーと色を控えたもの

◆ 持参しない場合、当日ステッカーをお渡しできない場合があります。

登録手数料の免除

次に該当する人は登録手数料が免除となりますので、証明できるものをお持ちください。

- 生活保護を受けている人
- 心身に障がいのある人
- 母子家庭の母親で、現在18歳未満の子どもを扶養している人またはその人に扶養されている18歳未満の人

※くわしくは交通防犯課（☎201527）へ。